

## ○内閣府告示第一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十年八月七日内閣府告示第二百八十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年十二月十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年一月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町
- 二 構造改革特別区域の名称 北オホーツクえさし・はまとんべつ外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道枝幸郡枝幸町及び浜頓別町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）